

## I 縣民所得の概念

県民所得の概念は、まず国民所得の概念が前提となるから、国民所得の概念をのべることにする。

一般に、国民所得とは、一国民経済において、一定期間に生産された社会的純生産物(サービスを含む)この価値を金額で表わしたものの総計であるといわれている。ここで、純生産物の「純」とは、一定期間の生産総額から生産過程において消費された原材料、半製品等の中間生産物の価格および生産に伴つて生じた資本設備の損耗の補填に要する費用を控除した「生産純額」という意味である。一定期間とは、通常一年間とし歴年または会計

年度で計算される。

純生産物の価値とは、生産物に則してとらえるか、賃金、俸給、利子、地代、配当等に分配される形でとらえるか、又は支出の面でとらえるかによつて、夫々生産所得、分配所得及国民支出といわれる。

県民所得とは、上記の国民所得が一国民経済を範囲とする代りに一府県を単位として考へたものである。一府県内においての一定期間における純生産物の価値の総計となるが、一府県と他府県との間の県際関係については概念的にも推計上にも若干の問題が残されている。

## II 縣民所得の系列

県民所得については、理論的にも種々検討の余地が残されているが、国民所得に準じて生産、分配支出の三つの面より見れば、生産国民所得に相当するものが生産県民所得であり、分配国民所得に相当するものが分配県民所得、国民支出に相当するものは県民支出の三系列が考えられる。

### (1) 生産県民所得

生産県民所得は、県内における一定期間内における経済活動によつて新に附加された価値—純生産物価値を金額であらわしたものを合計したもの—であり。一府県における各産業部門における生産額の夫々の合計から各部門毎に物的経費を差引いたものを総計したもので、農、林、水、鉱、工、商、運輸通信業、サービス業、自由業等の各部門別に示される。

農 林業や鉱、工業等の如き、物財の生産から発生する所得のみならず、商業、運輸通信業はもちろん、サービス業や公務、自由業(例えば、接客業者、家事使用人、官公吏、芸術家等のサービス)のやうな物財でない用役の生産から発生する所得をも含むものとなつており、又消費の地代、家賃をも含み、この他農業や水産業等の生産物の自家消費部分、消費地代家賃の自家用部分も夫々貨幣価額に換算して含ませることとなつている。たゞ交通運輸業、土木建設業の如くに数多の府界に亘つて生産が行われている場合にはその取扱に問題がある。

### (2) 分配県民所得

分配県民所得とは、一府県内の居住者が経済活動に基いて、財貨と用役の經常的生産から発生し、生産要素である労働と財産に帰属する所得の総額である。時間的の

ずれを調節すれば、県民生産所得と一致する管のものである。県民所得の場合において、国民所得の場合と異なり、一府県の居住者が他府県において経済活動をなし生産に参加する場合には問題が残つてくる。

分配県民所得は、所得を帰属別に合計したものであるから、勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、法人所得(法人留保所得、法人税、個人配当所得)個人利子所得及官公事業所得の項目にわけられる。

### (3) 県民支出

県民支出は、一府県の居住者の労働と財産とによつて生産された財貨及び用役を支出の面から市場価格で評価した総額であるから個人消費支出、民間投資、財政支出の三つの項目からなる。

国民所得においては、これに間接事業税や価格差補給金を調整することによつて、生産所得又は分配所得とバランスするのであるが、県民所得の場合には、前記調整項目の他、更に各県間に渉る項目を調整を要する問題が残つてくる。

なお、右の民間投資に固定資本の補填部分を含まない純投資額を計上した場合には県民純支出といわれ民間投資に固定資本の補填部分をも含めれば県民總支出となる

### (4) 県民個人所得

分配県民所得に反し、一府県に居住する個人が、一定期間に実際に受取る經常的な所得、言葉をかえれば、個人に対し一定期間内に実際に支払れた所得は県民個人所得と呼ばれる。これは、分配県民所得の法人留保所得法人税官公事業所得の代りに、政府、公共団体及び事業からの振替所得と一府県民が他府県から受取る仕送金の純

額を加えたものであるが、その外に分配県民所得は発生した時点で所得を捕捉して合計する点が相違する。県民個人所得は、最も常識的に考えられる所得の概念であり、課税所得とも比較的近いものであり、且又一府県の居住個人に現実に支払れた所得であり、その個人が生産に

参与する場所が居住する府県であると他県であるとを問はないから県民所得推計上に問題となる県際関係についても割合に問題も少い所得である。

個人所得からは国及び地方の個人税、個人の家計費が支払れ、残余は貯蓄とみなされる。

## Ⅱ 県民所得の推計方法とその資料

県民所得の推計方法を、一応三系列に分けて概説する

(1) 生産県民所得は、まず、農、林、水、鉱、工業等についてはその生産物数量をそれぞれの生産者実効価格で表わしたのから、その生産に要した物的経費を控除することにより、又、建設工業、運輸通信業、卸小売業サービス業等については、夫々の総収入額（或は総工事高総売上高等）から所要物的諸経費を控除することによって得られる。

(2) 分配県民所得及び県民個人所得の中の個人業主所得及び勤労所得の推計に当つては、男女別、産業別、地位別の就業人口数に夫々の一人当りの平均所得即ち俸給賃銀或は農家及び個人業主の戸当所得を乗じて合計する。

利子所得は、預貯金、公社債残高に平均利率を乗じ相当所得は所得税からの逆算により得られるが、共に預貯金、公社債、株式の個人、法人別保有高により、その中の個人分のみを推計計上する。

小作料は、田畑別、小作面積に小作料を乗ずる。

法人留保所得は、会社統計、税務統計及法人経理状況に関する特殊なサンプル調査から得られる。

官公署事業所得及び振替所得は、一般会計及特別会計の決算書及び地方財政に関する諸統計から得られる。

(3) 県民総支出の中の個人消費支出は、個々の財貨及

び用役の中で個人消費に充用された数量に消費者実効価格を乗ずるか、又は都市、農漁村別の家計費に夫々の世帯数を乗ずるかによる。これに用いる統計資料は、配給統計や価格調査による実効価格及家計費調査等である。

民間総投資の推計は、建築動態統計や工業統計から生産耐久財の生産額を求め、在庫品の増減を加えるのであるが、又金融統計から貸付純額を推計し、これに法人企業の自己投資分を推計加算する方法もある。純投資を求めるにはこれから減価償却相当分を推計控除する県外投資の推計には商品及び資金の府県毎の交流関係を示す計数が必要であり、捕捉困難な項目の一つである。

財政支出は、中央及び地方とも決算書から求められる。

以上の如く県民所得の推計には、あらゆる経済統計が必要なのであつて、結果として正確な計数が得られるか否かは一に第一次統計の資料整備程度如何による。現今府県別統計資料は極めて不充分であるので、県民所得の推計には甚だしい困難性がある。

地方財政計画や、地方経済の復興計画、総合開発計画を樹立するには県民所得は極めて重要な指標となることは云うまでもないが、そのためあらゆる困難を克服してよい推計につとめたい。たゞ現在は極めて大まかな計数しか得られない実状である。

## Ⅲ 県民所得推計の目的

県民所得推計の目的は、国民所得推計の目的が国民経済の総合的把握にあると同様に県民経済の総合的把握にあるが、県民経済の循環は国民経済のそれ程明確ではなく県際関係の入り繰りが複雑であるから、理論上では国民所得と同じように考えられるが現在の統計資料整備の関係上把握できないものもあるが、次に列挙する点にその利用価値があると思はれる。

### (1) 生産県民所得

- イ 県民経済の生産の高さ、発展のテンポを他県或は日本全国のそれと比較し把握することができる
- ロ 所得の物財と用役との構成比率をみることにより経済の発展又は健全性を測定することができる
- ハ 産業構造の変遷、県相互間の相違を概観することができる。

= 県相互間或は県内産業間の労働生産性を比較し得る。

ホ 所得率変動の状況を把握し得る。

### (2) 分配県民所得及び県民個人所得

イ 有効需要の大きさを知り、その分布の状況を知り得る。

ロ 階層別に把握することができれば所得分布の不平等度を測定することができる。なお、それぞれ税負担の状況を知り得れば県相互の比較をより有意義にする。

ハ この所得推計を継続すれば既にとられた経済政策が県民経済に如何なる影響を及ぼしたかを知ることができ、これを経済政策樹立の基礎資料とすることができる。

③ 県民支出

- イ 個人消費支出、民間資本形成、県外支出の各部門の構成比とその変動を測定することにより県民の資本蓄積、生活水準、県財政の健全性、県産業発展の程度を知り得る。
- ロ 財政支出が県民支出にあたる影響とその比率の

測定に用いられる。

- ハ 生活水準の変動を知ることができる。これを都市と都市に分けてみればさらに利用度が大きい。
- ニ 資本蓄積の状況により県経済力の発展、健全性の測定をすることができる。

V 縣民生産所得推計結果の概要

1. 本県県民所得と国民所得の比較

昭和26年の本県県民所得(生産所得による)は総額783億41百万円であつて、これを国民生産所得と対比してみると第一表のとおり26年は国民生産所得4兆4904億円に対し本県783億円で1.7%に当つている。総人口と就業人口を本県と全国を比較してみると、本県のそれは、2039千人、957千人、全国のそれは、84,541千人、36,216千人

第一表 本県県民所得と国民所得比較表

	總 額		割 合	
	茨城県	全 国	茨城県	全 国
所得額	千円 78,341,454	百万円 4,490,441	% 1.7	% 100
總人口	2,039,083人	84,541千人	2.4	100
就業人口	957,528人	36,216千人	2.6	100
人口一人当所得	38,420円	53,116円	72.3	100
就業人口一人当所得	81,816円	123,991円	66.0	100

註 昭和26年国民所得額は経済審議庁国民所得資料月報No.43による

人となり、総人口では本県は全国の2.4%、就業人口では2.6%となつている。人口と所得の関係は前述のとおりであり、全国平均水準をはるかに下まはつている。これを一人当所得で比較すると次のようになる。人口一人当では本県38,420円

全国53,116円就業人口一人当本県81,816円、全口123,991円となり人口一人当所得は全国の72.3%、就業人口一人当所得は全国66%と著しく低いことがわかる。このことは後述のとおり産業構造が原始産業依存し、農、林、水産業の就業人口の70%を占めており全国平均の48%に比し、大きな開きがあることに起因する。

2. 県民所得と租税負擔

昭和26年県民所得総額783億41百万円に対し県民の租税負擔総額73億13百万円で9.3%となつている。租税負擔総額の国税、地方税の割合は、国税55.8%、県税14.1%、市町村税30.1%となる。人口一人当租税負擔額は3,586円

就業人口一人当では7,609円、一世帯当では18,514円となる。

詳細は第二次表にしめすとおりである。

3. 生産面から見た県民所得

昭和26年における本県生産県民所得総額は、783億41百万円である。この生産県民所得(県内純生産)を生産額との関係において、又その産業別構成等を検討することによつて、生産状況並に生産所得の状況を明らかにしたい。

(1) 生産額と所得額

物的方法生産物より推計した農林水産業鉱工業の所得額と生産額の関係は、第三表のとおりである。

農業についてみるに生産総額457億12百万円のうちの68.9%の314億95百万円がその所得額となつている。農業を耕種、養蚕、畜産及農産加工に分けてみるに、耕種の生産額は412億59百万円、養蚕9億98百万円、畜産17億56百万円、農産加工7億97百万円となつておる。この所得額は、耕種については290億47百万円、養蚕は6億87百万円、畜産は12億10百万円、農産加工5億49百万円となる。

次に、林業については生産総額16億39百万円でその56

第二表 県民所得と租税負擔比較表

	所得額	租 税					
		總 額		地 方 税			
		國 税	縣 税	市 町 村 税			
總 額	千円 78,341,454	千円 7,313,234	千円 4,086,990	千円 3,226,244	千円 1,023,793	千円 2,202,451	
人口一人当	38,420円	3,586円	2,004円	1,582円	502円	1,080円	
就業人口一人当	81,816	7,609	4,254	3,355	1,064	2,291	
一世帯当	205,714	18,514	10,331	8,183	2,610	5,573	

%の9億17百万円が所得額となる。うち森林材は5億48百万円のうち3億06百万円が所得額となり、苗木については2億20百万円のうち1億23百万円が、林野副産物では21百万円のうち12百万円が、薪及び木炭では8億30百万円のうち4億65百万円が、その他については、17百万円のうち9百万円がそれぞれ所得額となつている。

漁業及水産養殖業の生産額は、海面漁業で19億17百万円、内水面漁業は2億15百万円、水産養殖業は1百万円総生産額は21億34百万円となる。これらの所得額は海面漁

第三表 生産額と所得額比較表

分 類	生産額	所得率	所得額
	千円	%	千円
農 業	45,712,020	68.9	31,495,582
耕 種	42,159,116	〃	29,476,632
養 蚕	998,335	〃	687,852
畜 産	1,756,804	〃	1,210,438
農 産 加 工	797,765	〃	549,660
林業及狩猟業	1,638,893	56.0	917,781
森 林 材	548,117	〃	306,946
苗 木	220,719	〃	123,603
林野副産物	21,944	〃	12,289
薪 炭	830,977	〃	465,347
そ の 他	17,136	〃	9,596
漁業及水産養殖業	2,134,438	52.1	1,112,202
海 面 漁 業	1,917,389	50.2	962,529
内 水 面 漁 業	215,271	68.9	148,322
水 産 養 殖 業	1,777	76.0	1,351
鉱 業	15,656,692	43.5	6,815,895
金 属 鉱 業	6,436,361	40.0	2,574,544
非 金 属 鉱 業	60,000	46.0	27,600
石 炭 鉱 業	9,031,271	46.0	4,543,844
石 材 採 取 業	129,060	46.0	59,367
建 設 業	5,999,799	31.9	1,915,109
土 木 工 事	3,520,830	48.0	1,245,787
建 築 工 事	2,478,969	27.0	669,322
製 造 業	36,522,170	31.8	11,622,091

業9億62百万円(生産額の50.2%)内水面漁業1億48百万円(生産額の68.9%)水産養殖業1百万円となる。

鉱業の総生産額は156億55百万円となり、うち金属鉱業64億36百万円、非金属鉱業60百万円、石炭鉱業90億31百万円、石材採取業1億29百万円となつている。その所得額は総体で68億15百万円となり、金属鉱業25億74百万円、非金属鉱業27百万円、石炭鉱業41億54百万円、石材採取業59百万円となつている。建設業では、土木工事業の工事費は35億20百万円、建築工事業24億78百万円、総額59億99百万円である。所得額は総額19億15百万円となり、土木工事業所得額12億45百万円、建築工事業所得額6億69百万円となつている。製造業の生産総額は365億22百万円でありその所得総額116億22百万円となつている。その他卸小売業金融保険業等については資料の関係上所謂人的方法で推計したのでここでは説明をばぶくことにする。

2. 所得の構成

昭和26年における生産県民所得は、前記のとおり783億41百万円でその産業別構成は次表(第四表)に示すごとくに農業所得額314億95百万円は第一位で総額の40.2%

を占め、第二位は製造業116億22百万円(総額の14.8%)第三位鉱業68億15百万円(総額の8.7%)第四位卸小売業66億53百万円(総額の8.5%)第五位サービス業63億20百万円(総額の8.1%)以下運輸通信その他公益事業46億76百万円(6.0%)その他所得34億61百万円(4.4%)公務23億84百万円(3.0%)建設業19億15百万円(2.4%)漁業及水産養殖業11億12百万円(1.4%)金融保険業及不動産業9億65百万円(1.2%)で林業及狩猟業9億17百万円(1.2%)が最も低位である。

コーリン・クラーク氏は国民所得の産業別構造の観察にあつて国民経済活動の全体を第一次的、第二次的、第三次的と呼ぶ三つの部門に分類した。この考え方により本県の経済活動を分類してみると次表(第五表)のとおりとなる。

第四表 県民所得と国民所得の産業別構成比

分 類	茨 城 県		全 国	
	所得額	構成比	所得額	構成比
	千円		百万円	
総 額	78,341,454	100.0	4,490,441	100.0
第 一 次 産 業	33,525,565	42.8	1,012,606	22.5
農 業	31,495,582	40.2	736,849	16.4
林業及狩猟業	917,781	1.2	118,116	2.6
漁業及水産養殖業	1,112,202	1.4	157,641	3.5
第 二 次 産 業	20,983,158	26.7	1,539,029	34.3
鉱 業	6,815,895	8.7	180,103	4.0
建 設 業	1,915,108	2.4	170,840	3.8
製 造 業	11,622,091	14.8	1,266,845	25.1
公 益 事 業	630,064	0.8	61,241	1.4
第 三 次 産 業	23,832,730	30.4	1,940,715	43.2
卸売及小売業	6,653,176	8.5	813,389	18.1
金融保険及不動産業	965,932	1.2	157,932	3.5
運輸通信業	4,046,747	5.2	275,468	6.1
サービス業	6,320,549	8.1	491,819	11.0
公 務	2,384,607	3.0	186,594	4.2
そ の 他 産 業	—	—	15,513	0.3
そ の 他 所 得	3,461,719	4.4	—	—
海 外 純 投 資			△ 1,909	0.0

註 1 昭和26年生産国民所得額は経済審議庁国民所得資料月報No.43(昭和28年10月)による  
2 その他所得とは不動産の貸借を業としない個人のうける小作料及地代家賃の所得である。

第五表 所得と就業人口より見た産業別構成

区 分	第一次産業				第二次産業				第三次産業								
	第一次	農 業	林 業	漁 業	第二次	鉱 業	建設業	製造業	公益事業	第三次	卸小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信	サービス	公務	その他
全国	所得構成	22.5	16.4	2.6	3.5	34.3	4.0	3.8	25.1	1.4	43.2	18.1	3.5	6.1	11.0	4.2	0.3
	人口構成	48.3	45.3	1.1	1.9	22.0	1.6	3.9	15.9	0.6	29.6	10.8	1.0	4.5	8.9	4.2	0.2
本県	所得構成	42.8	40.2	1.2	1.4	26.7	8.7	2.4	14.8	0.8	30.4	8.5	1.2	5.2	8.1	3.0	4.4
	人口構成	70.1	68.3	0.5	1.3	11.4	1.3	2.3	7.8	0.0	18.6	7.0	0.4	2.6	6.1	2.3	0.2

註 産業別人口構成は昭和25年国調結果より算出した。

本県の県民経済活動は、第一次産業（農林水産等の資源獲得産業）に約43%、第二次産業（鉱業、製造業、建設業、電気瓦斯等の産業）に約2.7%、第三次産業（その他一切の産業活動）に約30%となつている。一方国民経済活動は第一次産業に約23%、第二次産業に34%、第三次産業に約43%となるに比し、本県は第一次産業に所得額が大きなウェイトを占めておることは収益率の低い原始産業に経済依存しておることを物語つている。

所得額と就業人口の産業別構成を、本県と全国とを比較してみると上表（第五表）のとおりとなる。

この表にもみられるとおり、本県県民経済活動は第一次産業に依存の度が強いことがはつきりすると思う。本県の県民所得は全国平均に比していかに低位であるかを産業構造との関連して明かにしたわけである。本県々民所得の増額向上をはかるとともに農業よりも一層開発可能性のある他の産業ないし職業部門に向つて、人口の水平移動をはかるとともに資源の開発工場の誘致等に努力をなされねばならない。

県民生産力の発展は、就業人口一人当り生産を増加することにより、又は生産力の低い産業部門から高い産業部門に労働力を移動させることによつて達せられる。産業によつて収益力が異なるから産業別人口の構成と県民所得の産業別構成とは同一ではない。一般に第一次産業は県民所得総額に寄与することが同じ産業に対する労働力人口の割合よりもかなり低いのが普通である。今経済の発達した地方と発達しない地方とを第一次産業就業人口と就業人口一人当り所得額から比較すると次表（第六表）のとおりである。東京都、京都府の如く第二次、第三次産業の経済活動に重点の府県は全国水準を上廻り東北各県茨城、鳥取、鹿児島等の諸県の如くに第一次産業に経済依存の県は全国水準をはるかに下廻つているアメリカのピーン氏は「農業人口の割合の大きなところほど一人当り国民所得は小になつている」と前表のとおり各県間の一人当り平均県民所得にも顕著にこの傾向が存

在している。

県民所得の産業別構成は県民経済の発展段階をあらわし、特に人口の産業別構成との関係において、県民経済生産力の発展、県民の経済的厚生発展について注意すべき観察を導くといわれている。第一次産業よりも第二次産業、第二次産業よりも第三次産業の方が収益率が高い、県民経済の発展過程においても労働力人口——就業人口は一般に第一次産業より第二次産業に、第二次産業より第三次産業にと流れる。こう流れることによつて県民経済の発展が繁栄が実現されるわけである。

第六表

	總就業人口に対する第一次産業就業人口の割合	就業人口一人当り所得額
全 国	48.3	129,770 円
茨 城 県	70.1	81,816
青 森 県	66.7	82,463
岩 手 県	66.9	80,843
宮 城 県	57.5	90,226
秋 田 県	66.0	85,723
山 形 県	62.5	88,138
千 葉 県	62.7	87,083
東 京 都	6.5	226,830
富 山 県	54.3	126,872
石 川 県	53.2	90,803
福 井 県	51.8	75,572
滋 賀 県	57.4	95,367
京 都 府	30.0	152,480
奈 良 県	47.0	107,950
広 島 県	47.5	94,352
鳥 取 県	63.8	72,316
長 崎 県	51.1	96,951
大 分 県	62.7	91,298
鹿 児 島 県	74.2	57,784

第七表 昭和26年茨城県生産県民所得推計結果表

区 分	生産額	所得率	所得額	構成比	区 分	生産額	所得率	所得額	構成比
	千円		千円			千円	%	千円	%
全 産 業	107,664,012	—	78,341,454	100.0	藻 類	1,385			
農 業	45,712,020	68.9	31,495,582	40.2	内水面漁業	215,271	68.9	148,322	0.2
耕 種	42,159,110	68.9	29,047,631	37.1	魚 類	185,582			
米	16,373,422				貝 類	8,297			
大 麦	3,398,798				水産動物	20,556			
小 麦	3,144,747				藻 類	835			
裸 麦	200,138				水産養殖業	1,777	76.0	1,351	0.0
雑 穀	1,011,701				鮎 業	15,656,692		6,815,895	8.7
豆 類	1,367,383				金 属 鮎 業	6,436,361	40.0	2,574,544	
い も 類	5,509,650				非金属鮎業	60,000	46.0	27,600	
蔬 菜	6,889,217				石 炭 鮎 業	9,031,271	46.0	4,154,384	
搾 油 作 物	912,048				石 材 採 取 業	129,060	46.0	59,367	
工 業 用 作 物	2,869,378				建 設 業	5,999,799		1,915,108	2.4
果 実 類	427,147				土 木 工 事	3,520,830	48.0	1,245,787	
採 種	32,161				建 設 工 事	2,478,969	27.0	669,322	
緑肥飼料作物	23,319				製 造 業	36,522,170		11,622,091	14.8
養 蚕	998,335	68.9	687,853	0.9	私 営 工 場	31,313,727	23.3	7,283,365	
春 蚕	411,033				官 公 営 工 場	5,208,443	83.3	4,338,726	
初 秋 蚕	184,188				卸 売 及 小 売 業	—	—	6,653,176	8.5
晩 秋 蚕	403,113				個 人 業 主 所 得	—	—	4,709,752	
畜 産	1,756,804	68.9	1,210,438	1.5	法 人 所 得	—	—	260,861	
牛 乳	719,003				勤 労 所 得	—	—	1,476,820	
山 羊 乳	69,984				借 入 資 本 利 子	—	—	113,305	
鶏 卵	796,666				営 業 用 借 入	—	—	92,438	
羊 毛	11,670				地 代、家 賃	—	—	—	
兎 毛	2,565				金 融 保 険 及 不 動	—	—	965,932	1.2
乳 用 牛 生 産	18,056				産 業	—	—	35,046	
役 牛 生 産	67,284				個 人 業 主 所 得	—	—	295,840	
馬 生 産	6,266				勤 労 所 得	—	—	631,908	
豚 生 産	59,716				営 業 用 借 入 地 代	—	—	3,38	
山 羊 生 産	3,557				家 賃	—	—	—	
緬 羊 生 産	2,043				運 輸 通 信 業 及 そ	—	—	4,676,811	6.0
農 産 加 工	797,765	68.9	549,660	0.7	の 他 公 益 事 業	—	—	2,598,057	3.3
林 業 及 狩 獵 業	1,638,893	56.0	917,781	1.2	通 信 業	—	—	1,448,690	1.8
林 業	1,623,178	56.0	908,981	1.1	そ の 他 公 益 事 業	—	—	630,064	0.9
森 林 材 木	548,117				電 氣 業	—	—	589,276	
森 苗 種 植	220,718				瓦 斯 業	—	—	15,214	
林 野 副 産 物	1,421				水 道 業	—	—	25,574	
木 炭	21,943				サ ー ビ ス 業	—	—	6,320,549	8.1
木 薪	415,277				個 人 業 主 所 得	—	—	3,972,098	
狩 獵 業 及 養 殖 業	15,715	56.0	8,800	0.1	法 人 所 得	—	—	1,953,491	
漁 業	2,134,438	52.1	1,112,202	1.4	勤 労 所 得	—	—	2,207,026	
水 産 養 殖 業	2,132,660	52.1	1,110,851	1.4	借 入 資 本 利 子	—	—	79,313	
海 面 漁 業	1,917,389	50.2	962,529	1.2	営 業 用 借 入	—	—	62,112	
漁 業 類	1,817,415				地 代 家 賃	—	—	2,384,607	3.0
漁 業 類	8,904				公 国 家 公 務	—	—	561,739	
そ の 他	89,684				地 方 公 務	—	—	1,807,554	
					進 駐 軍 所 得	—	—	15,314	
					そ の 他	—	—	3,461,719	4.4